

公開質問状 増補改訂版（令和4年8月30日作成、初版は令和4年7月4日発信）

この質問状は、大阪府立大学植物系同窓会のHPに掲載して、大阪府立大学校友会及び関連機関に対して提出するものです。質問状の初版において回答締め切り日を提示していない点と指摘事項に漏れがあった点を修正しています。有印文書は8月中旬に郵送します。

大阪府立大学校友会（現大阪公立大学校友会を含む）は、ここ3年ほどの間、管理運営上の問題を抱えており、指摘や質問に対して適切な対応をしていません。そのため会員や単位同窓会間の不公平が解消されていません。これまで内部的な方法で問題点を個別に指摘してきましたが、校友会の運営主体（校友会執行部および理事会）は、公立大学で当然果たされるべき公共秩序の維持やコンプライアンス（法令対応）に関する基本認識を欠いており、内部的処理では問題の解決に至らないと判断されますので公開質問とします。

1. 社団の運営に関する基本認識。大阪府立大学校友会は、団体の設立理念と活動資金（会費および寄付金）を徴収している法的根拠を認識していません。そのため、説明責任を果たしておらず、議事録等による情報公開にも問題を抱えています。校友会の活動を担保する資金は会費と寄付金による公金であり、その徴収方法等は校友会規約によっていますが、公金の使用に関する説明努力を欠いています。大阪府立大学または大阪公立大学の設置申請書（および「学生生活の手引き」等の添付書類）では、校友会は「学生の活動を支援する団体」と位置づけられており、大学構内の施設等に事務局を置ける根拠になっています。

しかし、理念に対する質問への大阪府立大学校友会理事会からの令和4年5月22日付け回答では「校友会は、大学の付随組織ではなく、会則に定めるとおり、大阪府立大学と会員間及び会員相互間の親睦を図り、大学の発展を支援することを目的とした独立した組織です。」とする不十分な認識を述べ、会の設立の理念的背景を踏まえていません。「大阪府立大学校友会」という名称を使用する合理性・合法性はどこにあるのでしょうか。

また、社団法に従った運営をしていません。社団法は「公益法人改革3法案（2008年12月施行）」を意味し、学術団体や同窓会なども対象となります。この法による法人化は義務づけられていませんが、郵便貯金からゆうちょ銀行への変更の際して関連法規が改定されるなど、社団の運営にあたっては留意が必要です。この法ではマネーロンダリングや不公平な運営を排除する仕組みが整備されています。大阪府立大学校友会の存続期間および大阪公立大学校友会では不公平な運営を排除する仕組みをどのように準備されていますか。

2. 私的運用の排除。大阪府立大学校友会の執行部で実行されている私物化した運用は排除されるべきです。「令和3年度評議員会議事録（追記）」に例示できるように既存の規約や実施要領などの定めのない運用は公共的秩序に反しており、事後に合議し過半数原則で承認したとしても合法ではありません。

「令和3年度大阪府立大学校友会第1回評議員会議事録（追記）」にある議題では、理事会による審議・承認を欠いた状態で、「メール承認」の手続きが実施要領なしに進められており、7月6日発信のメール承認の依頼文には「返信締め切り日」が明記されておらず、票の確認方法も承認数の計数方法も議決の基準も示されていません。返信の催促や督促もな

いままの状態「新役員候補を承認しますの回答が過半数を超えた」ので本件が承認された旨のメールが7月8日に事務職員から評議員に送信されています。議事録によると59名の投票資格者の内、39名が7月8日時点で返信しており、この時点では20名分の票が無視されています。その後7月20日時点で43名分の票がメール承認になったとされていますが、議決の判断の根拠にはなっていません。

この手続きのほかに7月6日に提示された新役員案には2つの問題があり、当時の会長（議長）は避けるべき問題点を認識していませんでしたし、指摘を無視しました。問題点の一つは新会長の候補者の選定であり、もう一つの問題点は当時の会長の副会長就任案です。新会長の候補者は、2021年3月31日の財産目録によると、非常勤職員の立場で「業務委託費」を受け取る予定となっており（未払い金2020年3月分）、「新会長就任」は関連部署への職員の異動を禁じた大阪府立大学倫理規程に抵触します。また、当時の会長の副会長就任（残留）は、役員交代にはあたりません。前年の役員構成数を変更する提案として別途審議承認されるべき議案にあたります。なお、事務局職員給与2020年3月分未払い金は、2021年3月31日の財産目録では84484円で、2022年3月31日の財産目録では304796円となっており、前後の数字が一致しません。未払いが2年間も続いたのか、年度の記載ミスがあったのか不明です。事務局から送られてくる書類が一貫性を欠くのはどういうことでしょうか。2年前の案件が監査で見過ごされた理由は何でしょうか。

3. 不正確な情報発信。元会長は（＝前々会長、前会長代行）、正確でない運営情報を発信し、それに基づいて校友会事務職員を雇用しています。「校友会事務局長の採用について雇用者 大阪府立大学校友会（任意団体）」というメール文書には、給与額の基準（月・週・あるいは年の単位）が記載されておらず、質問をしましたが、回答のないまま「候補者の選定結果」が周知報告されました。公募書類には、当時死語となっていた「任意団体」の語が表記されており（ゆうちょ銀行の取り扱い要領では任意団体の文言はなく「人格無き社団」となっている）、雇用主体の合法性が疑われました。事務職員採用決定までの過程は、その後の評議員会で報告されていますが、これは「事後承認」になります。また、事後承認の際に紹介された事務局職員の情報に生年月日や年齢が書かれているにも関わらず、文書には「マル秘」あるいは「取扱注意」の文言は記載されていません。さらにこの事務職員は令和3年12月に退職扱いになっていますが、どのように雇用契約して、退職がどのように承認されたのか経緯も理由も不明です。本件に関する違法性をどのように認識されていますか。何故、正確な雇用情報を提供せずに雇用し、辞職をどの職あるいは会議が認めたのかを明らかにしてください。

4. 議事録作成の虚偽と公開。令和3年度第3回理事会の議事録は、衆人の理解できる域を越えており、疑義が含まれています。当該議事録の議題1の項目は、会長の辞任申し出に関する審議記録ですが、このなかに「山口評議員からのメールの審議」が書かれています。その内容の資料2が議題1とどのように関わるのか記述されていません。また、資料2の存在および山口評議員名のHP公開は事前に山口評議員に通知されておらず、人権侵害に

あたります。さらに、資料 2 に関する山口評議員からの開示要求に対して「理事会の理事による内容共有の後に対応する」と、現会長は回答したものの、「開示する」とも「しない」とも説明しておらず、放置されています。この一連の行為は、個人を特定できる情報を暴露し、いわゆる「さらし者にする」ハラスメントにあたるのではないのでしょうか。なお、「議事録の文章は、従前の方式に倣って、審議した内容をそのまま表現したもの」と現会長からメールで連絡がありました。この議事録の内容の合法性と開示要求への回答のあり方について倫理上の配慮を含めて説明下さい。

5. 議決の方法に関する疑義。令和 3 年度第 3 回評議員会において、投票権の無い監事がズーム会議（web 会議）で「賛成」を意味する挙手のサインを発出しています。従前から議決に際して事務職員（卒業生室担当）の陪席の数は調べられておらず、議場閉鎖もしくは退席指示も実施されていません。ズーム会議における実施要領も定められていません。また、議決委任状についても校友会規約では宛先を議長とする旨の取り決めがありますが、この評議員会の際に配布された委任状の様式では宛先が会長または会長代行となっております。規約に整合しない宛先の委任状の取り扱い方法および監事の投票行為と票の計数方法に関する問題を、どのように認識されていますか。規約との整合性を説明下さい。

6. 事業実施項目の決定。令和 4 年度の事業費の配分計画を見ると、在学生関連事業に 78.5 万円、単位・地域同窓会活動支援事業に 360 万円となっており、予定配分先の数や単価は示されていません。同窓会活動支援金は予算の 35% となっており、事業計画の主要部をしめています。前年度の配分をみると支援金の配分を受けた同窓会と校友会理事および執行役の出身母体の同窓会との重複が顕著で、癒着の感を排除出来ません。活動支援事業における実施内容とその効果も周知されておらず、申請、評価、配分、実績報告、成果報告も公開されておらず、「お友達お手盛り」を排除する仕組みも明瞭で無く、公平性への配慮が不透明です。単位同窓会活動支援事業と地域同窓会支援事業とには支援金の重複申請を禁じていないようで、支援事業費の申し合わせ上限 30 万円を超えています。また、校友懇話会の開催については陵友会との共同事業になっていますが、これが単年度だけなのか長期にわたるのか判りません。懇話会の記録は HP に示されていますが、「共同開催」の文言がある時期から付加され、継続しています。懇話会の開催に関する取り扱い要領は定められておらず、どのような根拠と基準によっているのかも不明です。活動支援事業には実施要領があるものの、細部に縛りが有り、基準に満たなければ申請できない仕組みになっています。

事業内容と事業継続の審査と決定・評価は、どの職あるいは会議で担当されていますか。この部分の透明性はどのように担保されていますか。

7. 余剰金の扱いの不法 令和 3 年までの事業とその経費執行は手続きとしては合法でしょう。しかし、令和 4 年の事業計画には不法が存在します。令和 3 年までの新入会員は事業計画を見て会費を納入していますから、コロナの影響とは関わりなしに、事業計画に無い事項や変更された実施母体による経費執行は違法になります。大阪府立大学に残っている在学生へのサービスについては年次計画を示して残金の使途を示し、さらなる残金につ

いては団体の解散時に適切な措置が必要です。校友会執行部および理事会は本件を検討していません。単位同窓会や地域同窓会への活動支援金は、横流しあるいはピンハネにあたります。校友会の規約では単年度での事業計画による収入と支出しかなく年度を超えた事業を実施するにはしかるべき取り決めが必要です。取り扱い要領を含めた規約を制定せずに運営を実施することは不法です。

指摘事項 2～7 に明瞭なように、府大校友会は一部執行役員による私的運用を排除しておらず、公平性を確保するのに必要な要領の取り決めもせず、運営上の問題の把握も解消への取り組みも行っていない。規約を無視する監事や執行役員は辞職すべきです。

大阪府立大学校友会執行部および理事会は、大学設置申請における設置目的と理念に側しても、「人格の陶冶の最終段階」の教育機関における学生活動を支援する団体としての資質を欠いており、存在意義が疑われる状態です。個々に指摘した項目に対する見解と対応策を提示されるとともに、同様の不合理の再発を防ぐ仕組みの提案を本指摘の受け取り後一ヶ月以内にお示し下さい。

また、山口評議員からの校友会への質問に対する回答者で、関連する議事録の署名人でもある現会長は「不法行為は無い」との立場ですが、校友会の運営のすべてに渡って瑕疵はないのでしょうか。理事会によるハラスメントを含めた人倫上の問題を指摘しているにもかかわらず、問題の存在も認めず検討もしていません。これでは、現会長が人格上優れた人物とは判断されず、審議会等の外部委員としては推薦に値しません。公的機関や会議で意見を陳述する資格はないと考えられます。大阪府立大学の教育研究審議会の外部委員等は辞任されるべきです。

以上

令和 4 年 7 月 3 日 大阪府立大学名誉教授・校友会評議員・植物系同窓会長 山口裕文

令和 4 年 8 月 30 日改訂